

公益財団法人岩手県文化振興事業団第72回理事会議事録

- 1 開催日時 令和7年3月18日(火) 午後1時30分～
- 2 開催場所 トーサイクラシックホール岩手(岩手県民会館)第2会議室
- 3 出席者 理事総数 9名  
出席理事 9名  
理事長 石田 知子 理事 安藤 知行  
理事 泉 裕之 理事 岩渕 計  
理事 熊谷 常正 理事 柴田 和子  
理事 菅原 義子 理事 高橋 廣至  
理事 藁谷 収  
監事総数 2名  
出席監事 2名  
監事 佐々木 恵太 監事 田村 均次
- 4 議長 理事長 石田 知子
- 5 決議事項  
議案第1号 令和6年度収支補正予算について  
議案第2号 公益財団法人岩手県文化振興事業団創立40周年記念事業費用  
準備資金について  
議案第3号 令和7年度事業計画について  
議案第4号 令和7年度収支予算について  
議案第5号 文化振興基金の処分(一部取崩し)について  
議案第6号 公益財団法人岩手県文化振興事業団組織規程の一部改正につ  
いて  
議案第7号 公益財団法人岩手県文化振興事業団事務決裁規程の一部改正  
について  
議案第8号 重要な使用人の選任について

## 6 報告事項

- 報告事項 1 各種規程等の一部改正について (職務執行状況報告)  
報告事項 2 令和6年度事業の執行状況について (職務執行状況報告)

## 7 議事の経過の要領及びその結果

定刻、総務部職員が、理事総数9名のうち9名出席により、本理事会が定款第35条に規定する定足数を満たしており、有効に成立した旨を告げた。

次に、本日の決議事項に特別の利害関係を有する理事がいないことを確認した後、開会を宣し、定款第34条の規定に基づき理事長が議長に就任し、議案の審議に入った。

### (1) 議案第1号 令和6年度収支補正予算について

議長は議案第1号を上程し、総務部総務課長から別紙議案書に基づき説明がなされ、その賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

### (2) 議案第2号 公益財団法人岩手県文化振興事業団創立40周年記念事業費用準備資金について

議長は議案第2号を上程し、総務部総務課長から別紙議案書に基づき説明がなされ、その賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

### (3) 議案第3号 令和7年度事業計画について

### (4) 議案第4号 令和7年度収支予算について

### (5) 議案第5号 文化振興基金の処分(一部取崩し)について

議長は議案第3号、第4号及び第5号を上程し、事務局長兼総務部長、県民会館業務管理課長、埋蔵文化財センター総務課長、博物館副館長、美術館副館長及び総務部総務課長から別紙議案書に基づき説明がなされ、その賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

## 《質問・意見等》

### 【熊谷理事】

資料20頁、博物館の科学分析保存処理受託事業の中で、陸前高田市からの委託について、国庫補助の停止により来年度最終年度を迎えるということだが、受託した資料のうちどの程度終了するのか。受託した責任の範囲で、

きちんとできたのか、何パーセントできたか確認したい。

それから、下部に川崎市市民ミュージアム所属資料について受託する旨記載がある。水害で被災したものであるが、アニメーションを含めた膨大な資料のある施設である。この受託はどの程度の期間で、どういう形で受託するのか。要するに、陸前高田市の資料に替わるような存在になり得るのか説明いただきたい。

#### 【博物館副館長】

陸前高田市の被災資料について、文化庁の事業として令和7年度までに計画している39万点についてはクリアする見込みである。ただし、この計画に載らないもの、今すぐには対応できないものや技術革新が必要な資料等が未だ残っており、全体では46万点となっている。

この残った資料を令和8年度以降どうするのか、支援に関し陸前高田市等と話し合いをすることになる。

#### 【博物館学芸第一課長兼学芸第二課長】

川崎市市民ミュージアムの件については、先方で仮保管されている水損資料について、こちらで真空凍結乾燥処理を行って返却するという事業である。

今年度試行し、来年度から正式に契約して行うことになるが、規模については、陸前高田市の修復事業のような規模にはならない。手元に数字がないが、比較とすればかなり小さいものになる見込みである。

#### 【熊谷理事】

美術館において、澤田哲郎展を計画しているが、澤田哲郎については数年前にマリオスでも企画展を実施したはずである。これとどう差別化を図る内容になるのか、図録の頒布も含めお話しいただきたい。

#### 【美術館学芸普及課長】

澤田哲郎展については、現在、遺族から調査すべき資料を多数預かっている。これらの調査を進めるとともに、他県からの借用も含め、画業の全容を明らかにするという内容で開催する。図録も、この調査の成果や他県での知見を反映した内容になるものと考えている。

### 【博物館館長】

川崎市民ミュージアムの資料に関しては、全国各地に分けて修復を依頼しており、当館は紙資料の修復を段ボール箱数箱程度依頼される見込みである。陸前高田市のような規模にはならない。

日博協からは、能登関係の修復についてもどうかという打診があり、まだ調整は進んではいないが、当館は紙資料の修復についてはかなりのノウハウを持っているので、今後、被災文化財について引き受けることになるかもしれない。

それから、陸前高田市については来年度で終了となっているが、残っている資料はかなり修復が難しい。それらについては、様々な機関と協力しながら、最後まで何とか修復できるよう、来年度、文化庁に対し、県や陸前高田市と働きかけを行いたい。

### 【理事長】

陸前高田市の資料の修復事業、いわゆるレスキュー事業については、来年度の40周年記念事業でも、実績等を積極的に情報発信していきたい。

### 【熊谷理事】

改正博物館法が施行され、博物館登録については新たな制度に移行し、再登録が必要になった。県立博物館は手続きを進めていると思うが、美術館の方はどうか。

### 【美術館副館長】

美術館についても、現在、県教委を通じて手続きが進んでいる。登録に当たっては、有識者からの意見を付すということになっており、一次審査は県教委においてそれぞれ基準をチェックし、関連する他館が全体的な意見、助言を行う形となっている。現在、美術館に対する意見は博物館が、博物館に対する意見については美術館が、それぞれ報告したところである。

### 【熊谷理事】

登録したからどうなるものではないが、コンプライアンスの立場からぜひ

2か所とも登録をお願いしたい。

また、県内の博物館をけん引していく県立博物館、県立美術館であるので、他の館についても登録制度の積極的な活用について働きかけていただきたい。それが、岩手県全体のレベルアップにつながると思う。

(6) 議案第6号 公益財団法人岩手県文化振興事業団組織規程の一部改正について

(7) 議案第7号 公益財団法人岩手県文化振興事業団事務決裁規程の一部改正について

議長は議案第6号及び第7号を上程し、事務局長兼総務部長から別紙議案書に基づき説明がなされ、その賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

《質問・意見等》

**【田村監事】**

議案12頁に総務部事業の説明があり、今後、これは業務支援室事業と読み替えるものと理解するが、説明文に支援という文言がない。組織の名称を変えるときは、その趣旨がにじみ出るような言葉使いを工夫されるとよい。次回に向け考えていただきたい。

**【事務局長兼総務部長】**

御指摘を踏まえ、次回から工夫したい。

**【熊谷理事】**

平泉世界遺産ガイドセンターについては、来年度から数年間指定管理を外れることになったが、将来的に再び関わる可能性はあるのか。今回、規程等についても整理したところだが、再び指定管理を受ける際は改めて整理することになるのか。

**【事務局長兼総務部長】**

再度指定を受ける際の規程の考え方については理事の御指摘のとおりで、規程等における組織、名称等についても復活することになる。

今後、再び指定申請する可能性については何とも言えないが、当事業団としては、県教委の柳之御所遺跡発掘調査業務を受託し、埋蔵文化財センターの職員が現地駐在を継続していくので、引き続きつながりは持つことになる。

#### 【理事長】

今月、平泉町長、中尊寺、毛越寺に挨拶にうかがった。その際、今後も事業団には平泉に関わってほしいという要望があった。これは、これまで事業団やガイダンスセンターが頑張ってきた成果であると思っている。

柳之御所の業務を受託していることもあり、今後も引き続き平泉には関わらせていただくという話をさせていただいたところである。

#### (8) 議案第8号 重要な使用人の選任について

議長は議案第8号を上程し、総務部総務課長から別紙議案書に基づき説明がなされ、候補者ごとに採決の結果、全員異議なくこれを承認した。

### 8 報告事項

#### (1) 報告事項1 各種規程等の一部改正について（職務執行状況報告）

理事長から、公益財団法人岩手県文化振興事業団文書取扱規程ほか8件に係る理事長専決での一部改正について報告があるとともに、総務部総務課長から詳細説明があり、了承した。

#### (2) 報告事項2 令和6年度事業の執行状況について（職務執行状況報告）

理事長から、11月以降の職務執行について、理事長権限での資金の借入れは行っていないこと、報告事項1のとおり理事長専決を行ったこと等の報告がなされた後、別紙資料に基づき業務執行理事5名から、それぞれ令和6年度事業の執行状況について報告があり、いずれも了承した。

### 9 その他

総務部総務課長から、次回の理事会について、特段の事情が生じない限り、本年5月、県民会館、県立美術館又は盛岡市内会議室において、令和6年度事業報告、収支決算の審議等を議事内容とする第73回理事会を開催予定である旨説明があり、全員これを了承した。

今般、理事4名の退任が予定されているが、当事業団の定款第22条において、理事は6名以上とされており、現在9名の理事のうち4名が退任されると、定数を満たさないことになる。その場合は、定款第26条第4項で、「退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。」と規定されていることから、退任する理事の方にも5月の理事会の開催案内をお送りすることになるので、協力をお願いする旨の補足説明があった。

以上をもって議事の全部の審議を終了したので、午後3時25分に閉会を宣し、解散した。

上記議事の経過の要領及び結果を明確にするため、理事長及び監事が記名押印する。

令和7年 月 日

公益財団法人岩手県文化振興事業団 第72回理事会

議 長 ..... 印

監 事 ..... 印

監 事 ..... 印